

# 令和6年度静岡県難病広報啓発事業がはじまります！

県から各団体に直接、広報啓発業務を委託します。

たくさんの患者団体からの参加をおまちしております！



## ■ 業務の紹介

項目	説明
目的	周知が進んでいない難病 <sup>※</sup> について、県民への周知促進を図ることが目的となります。
内容	目的を達成しうる事業であれば、幅広く対象と扱います。 例：医療講演会 チラシ・リーフレットの作成・配布
受託団体の要件	・ 静岡県内の難病の患者団体であること ・ 補助金等の財政的支援の受領がないこと 等
受託者の選定方法	・ 公募し、受託希望団体は企画書を提出していただきます。 ・ 選定委員会により企画書を審査し、原則として上位団体から受託候補団体となります。
金額	・ 一業務あたり 150 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。 ・ 全体で 500 千円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない範囲で受託者を複数選定します。
スケジュール	① 令和6年6月28日（金） 公告 ② 令和6年7月18日（木） 事前説明会の開催 ③ 令和6年7月26日（金） 参加表明書の提出期限 ④ 令和6年7月31日（水） 企画提案書の提出期限 ⑤ 令和6年8月15日（木） 選定結果の通知

※発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。なお、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第5条第1項によって規定される指定難病に限らない。

その他御不明な点は県疾病対策課までお問い合わせください。

(TEL : 054 - 221 - 3393)